

茨城労働局  
栃木労働局  
群馬労働局  
埼玉労働局  
発  
平成28年12月27日

担 当	茨城労働局労働基準部監督課 課長 佐川正孝 電話 029-224-6214
	栃木労働局労働基準部監督課 課長 西川聡子 電話 028-634-9115
	群馬労働局労働基準部監督課 課長 永田卓也 電話 027-896-4735
	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 子安成人 電話 048-600-6204

## 北関東4労働局が合同で実施した年末建設一斉監督の結果について ～508現場のうち半数超で労働安全衛生等に係る法違反～

北関東の4労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）では、平成28年12月1日（木）から12月14日（水）までの間、**建設工事に対する一斉監督**を実施しました。

年末・年始は繁忙期となり、年度末に向けた工事量も増加し、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等から、**労働災害が特に発生しやすい時期**であるため、重篤な労働災害の防止に向けて監督指導を実施したものです。

本監督指導の実施結果は、別紙「北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果」のとおりです。

### 【監督指導実施結果の概要】

#### ○監督指導実施工事現場数

北関東4労働局管内の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数：**508箇所**

（下請業者を含めた全事業者数は1,877）

（参考）栃木局：**89箇所**（下請業者を含めた全事業者数は383）

#### ○法令違反の状況

508箇所の工事現場のうち、労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場数：**261箇所（51.4%）**、**下請業者を含めた違反事業者数 592（31.4%）**

508箇所の工事現場のうち、高所作業において墜落防止措置（手すりを設置する等）が講じられていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、**設備の使用停止命令等の行政処分**を行った件数：**95件（工事現場数 46箇所）**

**(参考) 栃木局**

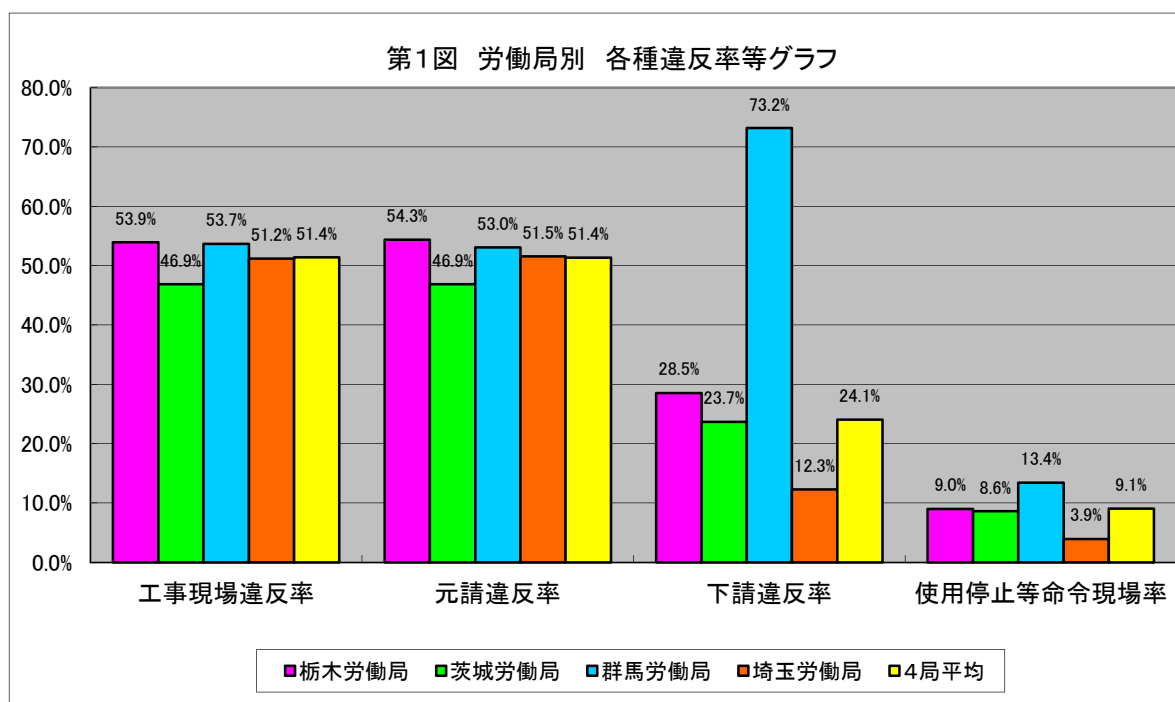
89 箇所の工事現場のうち、何らかの労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場：48 箇所 (53.9%)、下請業者を含めた違反業者数 133 件 (34.8%)

設備の使用停止命令等の行政処分を行った件数：18 件 (工事現場数 8 箇所)

## 北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果

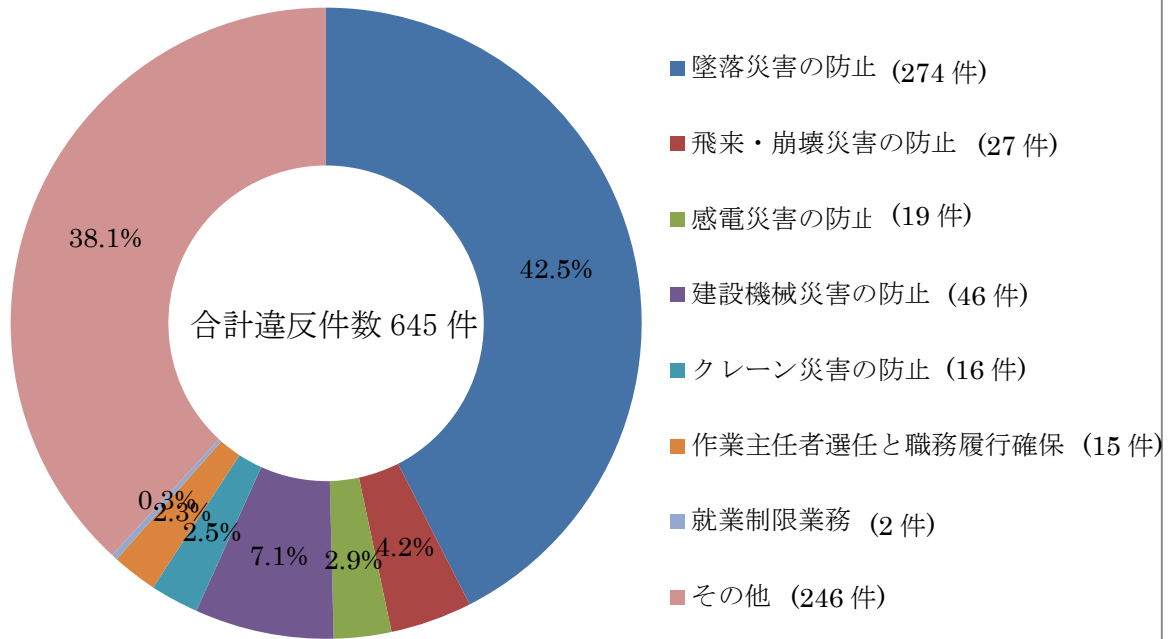
1 北関東4労働局における一斉建設現場監督指導実施結果については次のとおりです。

	栃木労働局	茨城労働局	群馬労働局	埼玉労働局	4局合計
監督実施工事現場数	89	128	164	127	508
うち違反工事現場数	48(53.9%)	60(46.9%)	88(53.7%)	65(51.2%)	261(51.4%)
うち使用停止等処分現場数	8(9.0%)	11(8.6%)	22(13.4%)	5(3.9%)	46(9.1%)
監督実施事業場数	383	466	287	741	1877
元請事業場数	92	128	164	130	514
うち違反事業場数	50(54.3%)	60(46.9%)	87(53.0%)	67(51.5%)	264(51.4%)
下請事業場数	291	338	123	611	1363
うち違反事業場数	83(28.5%)	80(23.7%)	90(73.2%)	75(12.3%)	328(24.1%)
使用停止等命令書交付事業場数	18(4.7%)	23(4.9%)	44(15.4%)	10(1.4%)	95(5.1%)

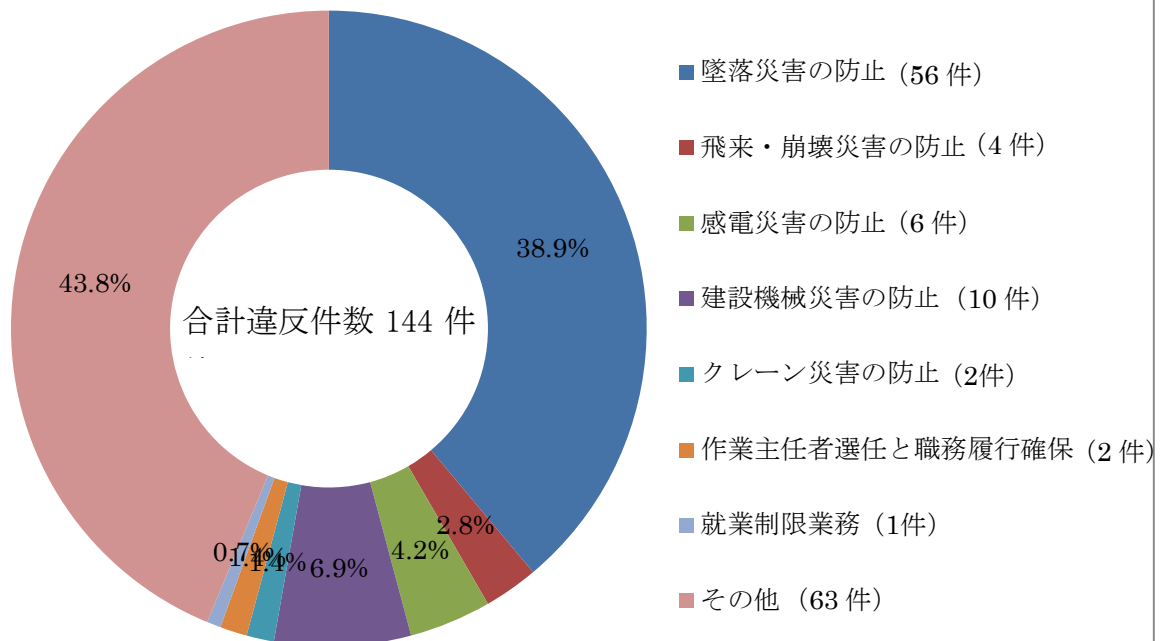


2 主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 274 件（42.5%）と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 46 件（7.1%）、飛来・崩壊災害の防止に関する違反 27 件（4.2%）、感電災害の防止 19 件（2.9%）の順で多くなっています。

## 主要違反事項（4局合計）



## 主要違反事項（栃木局）



### 3 今後の方針

北関東の4労働局では、今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、今後も建設現場に対する重点的な監督指導を実施するなど引き続き建設工事における労働災害の防止に向けた対策に取り組むこととしています。

参考) 主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
墜落災害の防止 (安衛則 519 条・653 条)	・高さが2メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。
飛来・崩壊災害の防止 (安衛則 537 条)	・資材等が落下する恐れのある場所に防網の設置や立入り禁止などの措置を講じていなかった。
感電災害の防止 (安衛則 349 条)	・高圧線の近くで移動式クレーンを用いて作業を行っているのに、高圧線へのブームの接触等による感電防止措置を講じていなかった。
建設機械災害の防止 (安衛則 158 条)	・車両系建設機械を用いての作業中、作業員への接触防止措置がとられていなかった。
クレーン災害の防止 (クレーン則 66 条の 2)	・建築現場での移動式クレーン作業について、予め作業方法等を定めていなかった。
作業主任者選任と職務履行確保 (安衛則 565 条)	・足場の組立て・解体等の作業において、有資格者から作業主任者を選任していなかった。
就業制限に係る業務 (安衛令 20 条)	・重さ1トン以上の荷をクレーンにかける玉掛け作業について、無資格の労働者が作業をしていた。
その他	・高さが 10 メートル以上の足場を設置していたにもかかわらず、計画の届出がなされていなかった。(安衛則 85 条) ・アーク溶接の作業に際して防じん用マスクを使用させていなかった。(粉じん則 27 条)

\* 安衛令:労働安全衛生法施行令 安衛則:労働安全衛生規則  
粉じん則:粉じん障害防止規則 クレーン則:クレーン等安全規則